

日 銀 業 第 5 号  
2021年1月18日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

担保関係事務につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本銀行では、住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更に関する事務の合理化を図る観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

(改正の内容)

住宅ローン債権信託受益権を担保として差し入れている担保差入先が、原則として月末営業日の3営業日前までに担保管理店に提出することになっている「担保差入証書兼担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」につき、郵送による提出も可能としました。

郵送により「担保差入証書兼担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」を提出する場合には、郵送にかかる日数を勘案し、上記期限に間に合わないことのないよう、ご留意ください。

また、郵送による提出を希望する場合には、予め担保管理店にその旨を連絡し、送付先をご確認ください。

このほか、「担保差入証書兼担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」に基づき、担保価額の変更を行った場合には、「担保余裕額指定受付通知」を担保差入先に交付していますが、この交付が不要であるときは、その旨を担保管理店にご連絡ください。

なお、「担保余裕額指定受付通知」に表示されている「処理後の担保価額」は、「担保差入証書兼担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」に記載された「担保価額」と同一です。また、オンライン担保差入先においては、「処理前の担保価額」および「処理後の担保価額」のいずれについても、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」所定の端末操作手順（業務処理区分コード544203）により照会することが可能です。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第3章4. (1)を横線のとおり改める。

(1) 担保価額変更の依頼

担保差入先は、原則として月末営業日の3営業日前までに、「担保差入証書兼担保価額変更依頼書」を担保管理店に提出<sup>(注)</sup>することにより、住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更を依頼します。「担保差入証書兼担保価額変更依頼書」の日本銀行の受付時刻は午前9時から午後3時までの間です。

この「担保差入証書兼担保価額変更依頼書」には、住宅ローン債権信託受益権の担保価額変更依頼のほか、当該依頼書の記入欄における記載内容に相違ないこと、住宅ローン債権信託受益権が日本銀行が定める適格要件を充たしていること等を確認のうえ、担保差入先及び受託者の双方に記名なつ印または署名して頂きます。

提出する書類の記入方法、提出場所等は[参考1]のとおりです。

(注) 郵送により提出することもできます。この場合には、郵送にかかる日数を勘案し、  
期限に間に合わないことがないよう留意してください。